



国保だより
臨時号

国保から重要な お知らせがあります



本市の国民健康保険(国保)の財政は危機的な状態で、平成22年度に続き、保険税を引き上げざるを得ません。医療費の増加を抑えることや、保険税を期限内に納付することなど、加入者一人ひとりの協力が欠かせない状況となっています。

☎ 保険医療課
0848・67・6050

1 増大する医療費

国保は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療などが受けられるよう、加入者みんなで保険税を負担し、支え合う制度です。

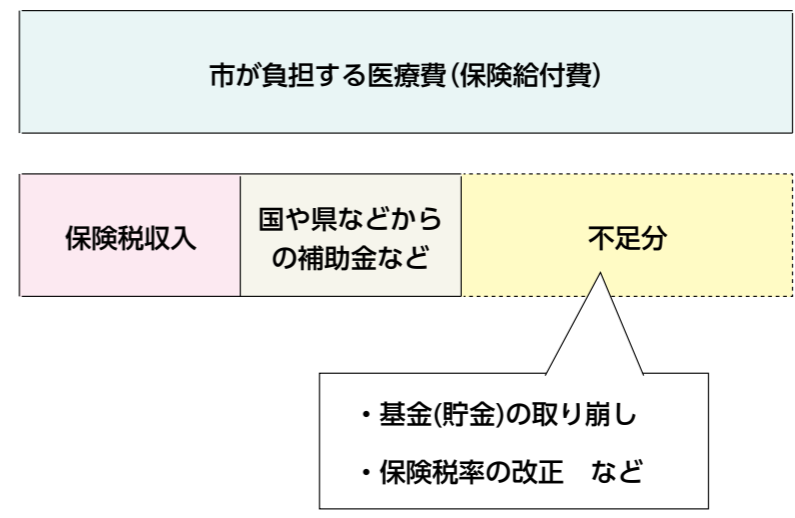
しかし、近年、高齢化の進行や医療技術の高度化に伴う医療費の増加、経済状況の低迷などによる収入の落ち込みなどで、非常に厳しい財政運営となっています。

2 保険税率を改正

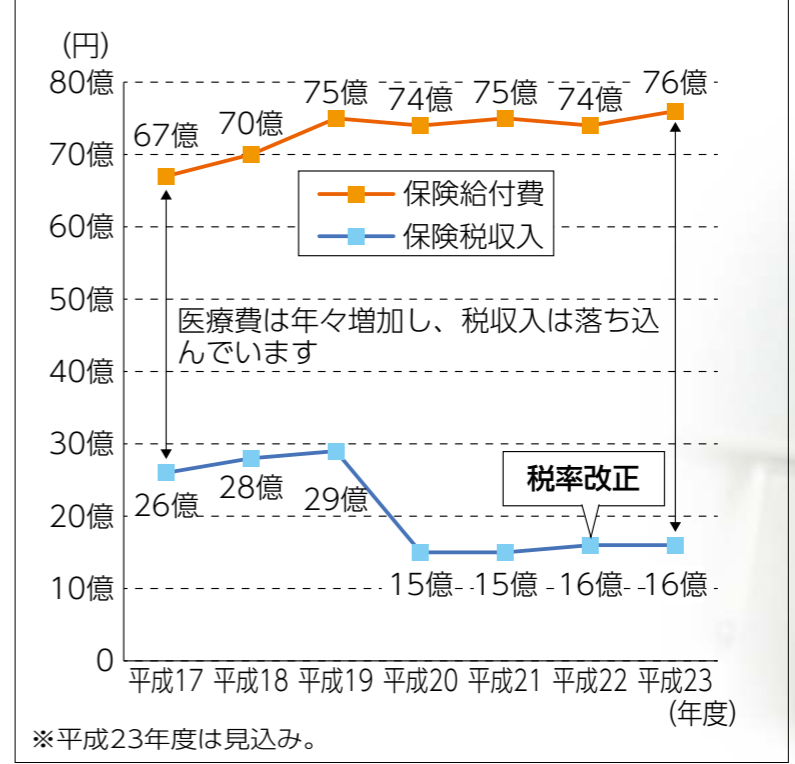
今月1日から、次のとおり保険税を引き上げます。納税通知書は、7月中旬に世帯主に送付します。

	改正後 (平成24年度)	改正前 (平成23年度)	
① 医療保険分	所得割	7.2%	6.2%
	資産割	10.0%	10.0%
	均等割	加入者一人につき 24,600円	加入者一人につき 22,900円
	平等割	一世帯につき 24,500円	一世帯につき 22,300円
	課税限度額	一世帯当たり 51万円	一世帯当たり 51万円
② 後期高齢者支援金分	所得割	2.6%	2.3%
	資産割	1.0%	1.0%
	均等割	加入者一人につき 8,500円	加入者一人につき 8,000円
	平等割	一世帯につき 7,700円	一世帯につき 7,000円
	課税限度額	一世帯当たり 14万円	一世帯当たり 14万円
③ 介護保険分 (40歳~64歳)	所得割	2.7%	2.2%
	資産割	1.0%	1.0%
	均等割	加入者一人につき 9,500円	加入者一人につき 8,200円
	平等割	一世帯につき 6,600円	一世帯につき 6,400円
	課税限度額	一世帯当たり 12万円	一世帯当たり 12万円

※①~③の合計額が年間の保険税額です。



保険給付費と保険税収入(医療保険分)の年次推移



3 皆さんの協力が欠かせません

- 安定した国保財政を維持するため、次の5つに協力してください。
 - ① 重複受診をやめましょう
同じ病気で複数の病院にかかること、医療費を増加させるだけでなく、重複する検査や投薬で体に悪影響を与えます。
 - ② 薬のもらいすぎに注意しましょう
薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。また、必要以上に薬を求めないようにしましょう。
 - ③ ジェネリック医薬品を積極的に利用
ジェネリック医薬品は、同等効果のジェネリック(後発)医薬品に切り替えることで、医療費の節約になります。
 - ④ 特定検診やがん検診を受けましょう
早期発見・治療や重症化を防ぐため、毎年検診を受けて、自分の健康状態を把握しましょう。
 - ⑤ 保険税は納期限内に納付を
期限内の納付が困難な場合は、税制収納課(☎0848・67・6035)へ相談してください。

国保または後期高齢者医療制度に加入している皆さん

高額な外来診療を受けるときにも認定証の申請を

今月から、入院だけでなく、高額な外来診療を受けるときにも、限度額適用認定証(市民税非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証)を利用することができます。※70歳以上で課税世帯の人は、事前の申請は必要ありません。

申請場所 保険医療課または各支所
用意する物 保険証、印鑑



●歩いて健康の旅、万歩計・蛍光タスキの無料貸し出し事業は、昨年度をもって終了しました。

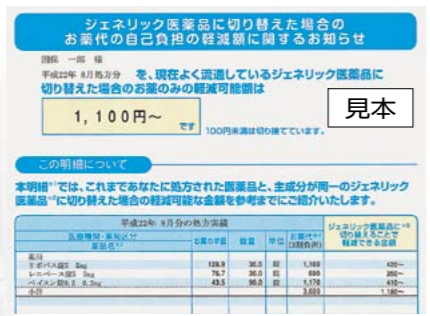
ジェネリック医薬品で医療費の削減を

市では、昨年10月から、ジェネリック医薬品の促進通知サービスを行なっています。これは、病院や薬局から薬を処方されている人のうち、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担の削減額が大きい人に通知書を送付するものです。

皆さんの積極的な協力をお願いします。

昨年10月分の削減効果

通知した人	1,313人
切り替えた人	382人
削減された金額	650,373円



▲送付している通知書の見本